

教職員のための 児童虐待対応ガイドライン



学校・幼稚園・保育所において、児童虐待を早期に発見し、対応するためには、普段から子どもや家庭の状況を把握しておくことが大切です。

そのうえで、「何かおかしいな」と思った時に、チェックリストなどを用いて子どもや家庭の状況をよく観察し、子どもや家庭の変化に“**気づく**”ことです。

また、学校・幼稚園・保育所は、子どもの命を守るという視点で、思いを内にも外にも“**ひらく**”ことが大切になります。

さらに、効果的な支援のために関係機関と“**つながる**”、そして、子どもや保護者への支援を“**つづける**”とともに、虐待の予防、再発防止に取り組んでいきましょう。

あなたの市町村の通告先

あなたの市町村の児童相談担当課	Tel ※各自で記入
あなたの市町村の教育委員会	Tel ※各自で記入
中央児童相談所	Tel 088-866-6791
幡多児童相談所	Tel 0880-37-3159

平成20年8月
高知県教育委員会

気づく

～「何かおかしいな」子どもの変化に気づきましょう～

- 児童虐待とは、健全な成長や発達を妨げる行為です
- ほんの小さな「変だな」「おかしいな」を見逃さないようにしましょう

児童虐待とは

親または親に代わって養育する大人が、子どもに対して不適切な関わりをすることによって、子どもの体や心が傷つけられ、健全な成長や発達を妨げる行為です。

被虐待児童の対象年齢は、「18歳未満」であり、0歳児から18歳未満の高校生までが対象です。

なお、18歳に達した高校生が虐待を受けている場合でも、児童相談所は助言や他機関の紹介など、相談に応じてくれます。

児童虐待の種類

身体的虐待

殴る、蹴る、タバコの火を押し付けるなど、児童の身体に外傷を生じするような暴行を加えること



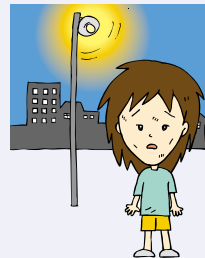
性的虐待

子どもへの性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せるなど、児童にわいせつな行為をすること、させること



ネグレクト

食事を十分に与えない、乳幼児を車の中に長時間放置するなど、著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ること



心理的虐待

大声で罵倒する、きょうだい間で明らかに対応が違つ、DVの場面を見せるなど、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



児童虐待に気づくためには

① 普段の子どもたちの様子を把握する

日ごろの子どもたち一人ひとりの様子を把握してこそ、心の変化に気づくことができます。

② 固定観念に縛られない

「そんなことをする親には見えない」「あんな明るい子が虐待を受けているわけがない」など固定観念や先入観、思いこみが虐待の見落としや気づきの遅れにつながります。

③ 表面的な行為だけで判断しない

非行、不登校、いじめなどの背景に虐待がある場合があります。子どもの表面的な行為だけを問題視するのではなく、「なぜそのような行為をしたのか」背景・原因を探り、推測することが大切です。

④ 子どもは訴えてこない

虐待を受けた期間が長い子どもほど、自ら助けを求めたり、質問しても正直に答えたりしないことが多いと考えておくべきです。

★ほんの小さな「変だな」「おかしいな」を見逃さない。虐待を受けている子どもは、必ずなんらかのSOSをだしています。
→「児童虐待に関するチェックリスト」を活用しましょう!

ひらく

～一人で悩まず、内にも外にも思いをひらきましょう～

- 虐待の疑いがあったら、通告の義務が守秘義務に優先します
- 支援体制の整備には、管理職のリーダーシップと支援チーム会の結成が必要です

虐待の疑いがあったら

児童虐待を発見した場合や、児童虐待の疑いがある児童を発見した場合には、速やかに市町村の児童相談担当課に通告しなければなりません（通告の義務）。併せて、市町村の教育委員会や保育主管課に連絡することも必要です。緊急性が高い場合には、直接児童相談所に通告してください。

児童虐待防止法に基づく通告は、子どもを守ることが優先されるため、公務員などの「守秘義務」違反にはなりません。

支援体制の整備

と
す
る
緊
急
中
心
会

- 報告のとりまとめと状況の把握
- チェックリストの記入と評価
- 虐待の疑いまたは事実がわかった時点で、市町村児童相談担当課や児童相談所に通告
- きょうだいの通う学校・幼稚園・保育所や市町村福祉部等からも情報収集（状況を多面的に把握）
- 家庭訪問の検討及び実施（保護者や家庭の状況の把握）

記録を残す（いつ・どこで・だれが・だれに・なにを・どのように）

（支
援
チ
ーム
会）
対
応
の
主
体
と
な
る
内
部
組
織

- 虐待事実の把握及び課題の分析、要因・背景の考察
- 内部の支援体制の整備及び役割分担
- 具体的な支援策・対応策の検討
 - ・子どもへの支援・対応
 - ・保護者への対応
- 関係機関や地域との連携
- 全教職員への課題の共通認識と対応策の周知・徹底

支援チーム会構成メンバー（例）

管理職、学級担任、養護教諭、学年主任、生徒（生活）指導担当、人権教育担当、教育相談担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
その他、関係する教職員、特別支援教育コーディネーター、学校医など

全
教
職
員

- 継続的な状況の把握
- 子どもへの継続的な関わり
- 家庭への継続的な関わり

～関係機関と連携し、つながっていきましょう～

- 教育機関、福祉機関、警察等の関係機関との効果的な連携を進めましょう
- 要保護児童対策地域協議会とは、子どもを地域全体で支援するためのネットワークです

関係機関との効果的な連携

①「保・幼・小・中・高」の連携

年間を通して定期や不定期にそれぞれの担当者や担任が集まり、課題を抱える子どもや親に関する情報交換を行うことは、効果的な支援や虐待の早期対応につながります。

また、学校・幼稚園・保育所が、子どもや親への支援で効果的であった点等を具体的にまとめた「個人(家庭)シート」を作成し、進学先に引き継ぐことや、きょうだいの通う学校・幼稚園・保育所と一緒に対応策を検討することも有効です。

②市町村の関係部署との連携

学校・幼稚園・保育所は、教育委員会・保育主管課だけでなく、市町村の関係部署、特に乳幼児を担当する保健部や保育を担当する福祉部に出向き、情報を共有しましょう。

③関連機関との連携

管理職は、どんなに小さなことでも相談できる、いつでも協力を要請できる関係を築くことが重要です。また、要保護児童対策地域協議会や地域ネットワークへ積極的に参加することや会の招集を要請しましょう。

要保護児童対策地域協議会とは

家庭が抱える問題に関して、学校・幼稚園・保育所が把握できる情報は極めて部分的で断片的なものであり、支援内容も限界があります。そのためにも、ネットワークを構築し、地域で支援する必要があります。

要保護児童対策地域協議会とは、各市町村単位で設置されるもので、虐待・非行等の要保護児童に関して、関係機関や関係者が集まり、その地域に住む子どもの様々な課題について協議する組織です。

この協議会では、市町村の調整機関が中心となって、学校・幼稚園・教育委員会などの教育関係、保育所・児童相談所・主任児童委員・民生児童委員などの児童福祉関係、保健所・医師などの保健医療関係、警察や司法関係、人権擁護関係などの関係機関等が構成員となり、課題について共通理解とそれぞれの機関の特性を生かした役割分担による具体的な支援を行っていきます。



～支援をつづけながら、虐待の予防・再発防止の取組～

- 子どもへの継続支援のために、安心できる環境づくりと信頼関係を築きましょう
- 保護者への継続支援のために、変化への迅速な対応と保護者との関わりを深めましょう

子どもへの継続支援

①人的支援

●子どもが安心できる環境づくり

学校等での生活が子どもにとって安心できる場となれるよう、子どもの様子を丁寧に観察し整理検討したうえで、生活しやすい場面や取り組みやすい課題から、徐々に通常の学校等での生活になじんでいけるよう導いていくことが必要です。

●教職員との関係づくり

虐待を受けた子どもの家庭・学校・幼稚園・保育所の生活全般に注意を払いながら、微笑みや声かけなど、温かく見守っていることを絶えず具体的なメッセージとして伝え続けることが重要です。場合によっては、特定の教職員が意識的に関わることも必要となります。

●友だちとの仲間づくり

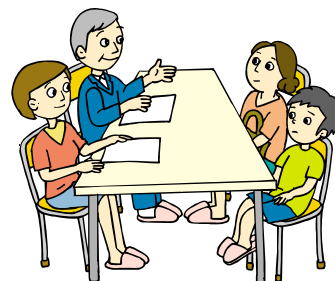
虐待を受けた子どもが友だちと関わっていくとき、弱い者に対して力を誇示したり、ときには陰でいじめを行ったりする場合があります。この場合、ほかの子どもたちへの迷惑な行動は制限する必要があります。その逆に、周囲の子どもからいじめの被害に遭う場合があります。この場合は、いじめの被害から子どもを守る必要があります。

そういった過程を経験しながら、周りの友だちにも対等に自分の気持ちを伝えたり、どうしたらトラブルを回避できるのかを考えたりする力が身につけていきます。

②物理的支援

虐待を受けた子どもが抑えつけていた自分のマイナスの感情を認めることができる教材や、子どもが情緒不安定になったときに個別で落ち着ける場所を準備しておくことが必要となります。

教育相談の部屋や保健室などの一角に、小さいカーペットやテーブルを置くことや静かに本を読むことができる椅子を設置しておくことなど、学校・幼稚園・保育所の実態に応じて、子どもが落ち着けるよう工夫することが大切です。



保護者への継続支援

通告した後も、子どもや家庭の状況は刻々と変化します。通告は一度きりとは限らず、新たな事実や状況の変化があれば、その都度通告する必要があります。学校・幼稚園・保育所では、子どもや家庭の状況をよく観察し、市町村児童相談担当課や民生児童委員、児童相談所等と情報を共有し、支援方法を検討する必要があります。

継続支援で大切なことは、保護者を「子どもを育てる大切な協力者」として捉え、学校・幼稚園・保育所での子どもの様子をこまめに伝えることで、保護者との関わりを深めていくことです。そして、会話の中から保護者の心理状態や家庭の様子を読み取ることを心がけましょう。

学校・幼稚園・保育所は家庭以外で子どもが一番長く過ごす場所であり、子どもの状況の変化をつかみやすい立場にあることを強く認識し、子どもや保護者への支援を継続していきましょう。

児童生徒用チェックリスト

体や身なり	<input type="checkbox"/> 不自然なケガ（あざ、やけど等）がある、または、必要な治療がなされていない <input type="checkbox"/> 低身長、低体重など発育不良が見られる <input type="checkbox"/> 急激な体重の変化が見られる <input type="checkbox"/> 過食または食べ物への執着が異常に強い <input type="checkbox"/> むさぼりつくような食べ方をする <input type="checkbox"/> 拒食または栄養状態がよくない <input type="checkbox"/> 下腹部の痛みを訴える <input type="checkbox"/> 性器を痛がったり、かゆがったりする <input type="checkbox"/> 衣服や頭髮、身体がいつも不潔である <input type="checkbox"/> 季節にそぐわない服装をしている
心の様子	<input type="checkbox"/> ぐずる <input type="checkbox"/> 暗い、元気がない、表情が乏しい <input type="checkbox"/> 怯える <input type="checkbox"/> いったんハメをはすと歯止めが利かない <input type="checkbox"/> イライラしたり、感情を抑えられない <input type="checkbox"/> 落ち着きがない、情緒の起伏が激しい <input type="checkbox"/> 自己中心的な傾向が見られる
友だちとの関わり	<input type="checkbox"/> 威圧的、攻撃的な態度を示す <input type="checkbox"/> 粗暴な言葉遣いをする <input type="checkbox"/> けんかやいじめ、脅しが見られる <input type="checkbox"/> 遊びが長続きしない <input type="checkbox"/> 友だち関係がうまくつとくれない、または、集団から浮いてしまう <input type="checkbox"/> 心を閉ざして人を寄せ付けない <input type="checkbox"/> あからさまに人に嫌われるような言動が見られる <input type="checkbox"/> 身体的接触や接近を避ける、または、逆に好む <input type="checkbox"/> 異性に対する不自然な反応が見られる
教職員との関わり	<input type="checkbox"/> 顔をうかがったり、ためし行動をする <input type="checkbox"/> 異常に甘える、離れたがらない <input type="checkbox"/> 独占しようとする <input type="checkbox"/> 教職員がいるときといないときの態度が全然違う <input type="checkbox"/> 身体的接触を避ける <input type="checkbox"/> 異性の教職員に不自然な反応をする
親（家族）との関わり	<input type="checkbox"/> 顔をうかがう、怯える <input type="checkbox"/> 親と離れると表情が明るい <input type="checkbox"/> 親（家族）の話題になると過度に緊張する <input type="checkbox"/> 親をかばう発言がある <input type="checkbox"/> 家族に対して必要以上に世話をやく
その他	<input type="checkbox"/> 遅刻、早退、エスケープなどが増えた <input type="checkbox"/> 登下校の時間帯がいつもと違う <input type="checkbox"/> 行事等に参加しない傾向が見られる <input type="checkbox"/> 忘れ物が増えた、または、提出物の未提出が増えた <input type="checkbox"/> 外泊、家出、深夜徘徊をする <input type="checkbox"/> 他人への暴力、器物損壊などが見られる <input type="checkbox"/> リストカットなど自傷行為が見られる <input type="checkbox"/> 小動物（植物）へのいじめ、虐待がある <input type="checkbox"/> 虚言癖、盗癖がある <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的関心や言動が見られる

※「いのちを守り育てるために ～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～」に掲載している“家族用チェックリスト”を併用することで、子どもの状況だけでなく、家庭の状況も含めて、総合的に見ることができます。

虐待を疑った場合の学校・幼稚園・保育所での対応

虐待の疑い

- 「どこの家庭でも起こりうる」との問題認識
- 虐待を見逃さない → チェックリストの活用
- 子どもの安全を守る視点
- 一人で抱え込まない
- 虐待を証明する必要はない

① 組織内で相談・報告

(同僚・管理職)

② 組織内での検討・共通認識 (関係教職員)

- 情報の集約
- 現状の分析 (子どもの状況、家族の状況)

③ 組織的な対応 (支援チーム会)

- 情報収集と課題の分析
- キーパーソンの検討等
- 子どもや家庭への組織的対応

④ 通告・連絡・相談 (市町村の児童相談担当課や児童相談所、教育委員会など)

- 必要に応じて、子どもや保護者への説明

⑤ 関係機関との連携

- 情報の共有
- 組織としての役割分担

記録を残す(いつ・どこで・だれが・だれに・なにを・どのように)

「虐待を発見する」ための4つの視点

①虐待は『いつでも』『どこの学校・幼稚園・保育所でも』『どんな家庭でも』…

私たちは、いつ、どこで、子どもの虐待に遭うかわかりません。「自分の学校・幼稚園・保育所に限って…」という思いこみは、虐待の発見を妨げることになります。虐待という問題があることを認識しておくこと、そして、虐待を発見した場合にはどうすればいいのかを常に意識しておくことが大切です。

②『そんなはずはない』と思っても…

「あの親がまさかそんなことを」「あんな明るい子どもが」という場合も見受けられるのが虐待の現実です。固定観念や先入観、思いこみが虐待の見落としや発見の遅れにつながります。

③『何かおかしいな』と思ったら…

虐待には必ず「不自然さ」が付きものです。子どもの様子や家庭の状況などから「何となく変だな」と感じたら、「虐待があるのでは」と疑ってみましょう。

④虐待は『シロかクロか』ではない

しつけか虐待かは、明確に区別できるものではありません。区別できないから何もしないのではなく、疑ったら「行動する」「通告する」ことが重要です。

「よりよい支援」のための4つの視点

①『疑いの瞬間』から支援は始まる

まずは、子どもの命を守ることが第一です。少しでも「変だな」「おかしいな」と感じたら、何が起きているのかが確認できなくても、関わりを始めましょう。

②支援は『単独では行わない』

虐待は生活の場で起こっているデリケートな問題ですから、単独での支援は困難です。各機関の特色を最大限に発揮できるような役割分担をすることによって効果的な支援が可能になります。

③通告は『子どもへの支援』だけでなく『親への支援』でもある

通告によって外部の専門機関と協力することは、子どもを守るだけでなく、虐待してしまう親も支援する最も有効な手段です。

④『何を』支援するのか

虐待が生じる要因は、親の生育歴の問題、家庭の状況、社会からの孤立など様々であり、最近は複合的な要因で発生すると考えられています。虐待の要因や背景を知ったうえで、学校・幼稚園・保育所がどんな役割を担うのかなど、協議していくことが大切です。

